議 第 91 号 令和 4 年 2 月16日提出

公の施設の他の団体の利用に関する協定について

公の施設の他の団体の利用について、別紙のとおり協定を締結する。

熊本市長 大西一史

(提出理由)

公の施設の他の団体の利用について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。 これが、この議案を提出する理由である。

協 定 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第2項の規定により、公の施設の利用について、熊本市(以下「甲」という。)と山鹿市(以下「乙」という。)は、下記のとおり協定する。

記

- 1 協 定 の 趣 旨 甲及び乙は、次項に規定する公の施設において、相互の 住民への図書資料の貸出し(以下「貸出し」という。)を実 施することを承諾する。
- 2 対象となる公の施設 図書館法(昭和25年法律第118号)に基づく図書館 のうち甲及び乙が設置するもの並びに熊本市公民館条例 (昭和43年条例第16号)に規定する公民館、熊本市男 女共同参画センターはあもにい及び山鹿市公民館条例(平 成17年山鹿市条例第94号)に規定する公民館に附属す る図書室
- 3 施設の利用関係 貸出しは、前項に規定する公の施設を設置した市の条例、 規則その他の規程の定めるところにより実施するものとする。
- 4 経 費 の 負 担 貸出しに係る経費は、それぞれ第2項に規定する公の施設を設置した市が負担する。
- 5 そ の 他 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に 関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものと する。



連携中枢都市圏構想に係る図書館相互利用について

1 図書館相互利用の概要

熊本連携中枢都市圏ビジョン (抜粋)

図書館における圏域住民の相互利用

関係市町村	熊本	山鹿	菊池	宇土	宇城	阿蘇	合志	美里	玉東	大津
	市	市	市	市	市	市	市	町	町	町
	0		\circ	0					0	0
	菊陽	高森	西原	南阿蘇	御船	嘉島	益城	甲佐	山都	
	町	町	村	村	町	町	町	町	町	
		0	0	0	0	0		0	0	
事業内容	圏域市町村の図書館等について、熊本市と近隣市町村が相互の									
	住民に対し、図書館資料の貸出等のサービスを実施する。									
	<熊本市>									
	熊本市立図書館、分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館									公民館
	図書室等に来館した近隣市町村の住民に対し、図書館資料の貸出等のサービスを実施する。									
関係市町村										
の役割分担	<近隣市町村>									
	図書館等(図書館法に規定する図書館及び協議により相互利用									
	を行うこととした公民館図書室等に限る。)を設置している市町									市町村
	にあっては、当該図書館に来館した熊本市の住民に対し、図書館 資料の貸出等のサービスを実施する。									

2 今後の予定

· 令和 4 年 5 月 1 日協定発効、相互利用開始

3 関係法令

○地方自治法

第244条の3 (略)

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。